

京都府アレルギー疾患医療提供体制整備等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、アレルギー疾患を有する者がその状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、府におけるアレルギー疾患医療の拠点となる病院を指定し、府内の医療機関等の診療ネットワークを整備するとともに、医療機関等に係る情報の提供や、医療従事者等の資質の向上を図ることにより、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要綱に基づく医療提供体制整備の実施主体は、府とする。

(拠点病院の指定)

第3条 府は、次条に掲げる役割を概ね果たすことが見込まれる病院を、アレルギー疾患医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）として、1箇所以上指定する。

(拠点病院の役割)

第4条 拠点病院は、府内の医療機関等と連携し、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患患者に対する診断、治療及び管理
- (2) 府内のアレルギー疾患に係る診療連携の促進
- (3) 府が提供するアレルギー疾患に係る情報についての専門的助言及び患者向け講習会等の普及啓発事業への協力
- (4) 標準的治療の普及等のための医師向け研修の実施並びに医療従事者及び保健福祉関係者並びに学校及び社会福祉施設等の職員向け研修への協力
- (5) 国や府が行う調査、研究等への協力
- (6) 国が指定する中心拠点病院が開催する全国拠点病院連絡会議への出席等、中心拠点病院や他の都道府県拠点病院との情報共有及び協力
- (7) その他府が実施するアレルギー疾患医療の質の向上等に係る取組への協力

(アレルギー疾患医療連絡協議会)

第5条 府は、拠点病院、府内の医療機関及び関係機関等（以下「拠点病院等」という。）との診療ネットワークを整備することにより、医療提供体制整備の推進を図るため、別に定める要領によりアレルギー疾患医療連絡協議会を設置する。

(実施上の留意点)

第6条 府、拠点病院、府内の医療機関及び関係機関等は、連携を図り、その協力を得て医療提供体制整備の円滑な実施に努めるものとする。

- 2 府及び拠点病院等は、患者等の心理状況等に十分に配慮し、患者等の意見を踏まえた医療提供体制整備の実施に努めるとともに、個人情報の取扱いに当たり、個人情報保護又は守秘義務に関する各種の法令及び条例等の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この医療提供体制整備に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。